

貨物運送事業者等原油高騰対策支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰の影響を受けた貨物自動車運送事業者等へ事業継続の支援を図ることを目的に、予算の範囲内で給付金を交付することについて、久米島町補助金等交付規則(平成14年久米島町規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この事業は新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰の影響により、令和3年の収入と令和1年の収入を比較して20%以上減収した貨物自動車運送事業者等に給付金を交付する。

(交付対象者)

第3条 給付金の対象となる者は、次の(1)～(3)の要件を満たしている者とする。

(1) 令和3年4月1日時点において、次のいずれかに該当する者であること。

ア 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定に基づき、国土交通大臣から許可を受けたる一般貨物自動車運送事業者であって、久米島町内に本社又は営業所があり、事業の停止処分等を受けていないこと。

イ 貨物自動車運送事業法第35条の規定に基づき、国土交通大臣から許可を受けた特定貨物自動車運送事業者であって、久米島町内に本社又は営業所があり、事業の停止処分等を受けていないこと。

ウ 国土交通省からの「自動車の用途等の区分について(任命通達)」により区分されている特殊用途自動車を保有している事業者であって、久米島町内に本社又は営業所があり、事業の停止処分等を受けていないこと。

(2) 申請日時点で事業を継続して行っていること。

(3) 久米島町暴力団排除条例(平成23年久米島町条例第17号)及び反社会行為を規制する法令に抵触していないこと。

(交付額)

第4条 給付金の交付額は、1事業者につき30万円とする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請書」という。)は、「久米島町貨物運送事業者等原油高騰対策支援給付金交付申請書券請求書(別記様式)」に必要な書類を

添付して町長に提出するものとする。

(支給)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、給付金を交付すべきものと認めるときは、給付金の交付を決定し、申請者へ通知するとともに、交付決定した申請者に対し指定の口座に振り込み交付するものとする。

(給付金の返還)

第7条 給付金の交付が不正受給であることが判明した場合、町長は交付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときには、この限りでない。

(給付金の経理)

第8条 申請者は、給付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、公布対象事業の完了の日の属する年度の終了後3年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

「久米島町貨物自動車運送事業者等原油高騰対策支援給付金」交付申請書兼請求書

久米島町長 桃原 秀雄 様

「久米島町貨物自動車運送事業者等原油高騰対策支援給付金」を下記のとおり、申請（請求）します。

記

1 申請（請求）者の事業形態と、給付金申請（請求）額

事業形態	法人 ・ 個人	申請（請求）額	円
フリガナ		フリガナ	
会社名・店舗名		代表者	印
フリガナ		電話番号	
代理人氏名			
事業所住所	〒		
事業内容	1. 一般貨物自動車運送事業		
	2. 特定貨物自動車運送事業		
	3. 特殊用途自動車保有事業者		
	車両台数	台	車両区分
R1年1月～12月の 収入額（A）	円	R3年1月～12月の 収入額（B）	円
減収額（A-B）（C）	円	減収率	$(C) \div (A) \times 100$ %

2 入金金融機関口座情報

※代表者と口座名義人が同じになるようにご記入ください。

金融機関名	銀行 支店 農協		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

事務局記入欄	受付日	令和 年 月 日	受付者氏名	
--------	-----	----------	-------	--